

第6章 交通事故被害者支援の推進

【施策の体系】

- 1 自動車損害賠償保障制度の充実等
- 2 自転車損害賠償保険の普及促進
- 3 自動車事故被害者等に対する援助の充実
 - 631 交通事故相談の充実
 - 632 損害賠償請求の援助活動等の強化
 - 633 交通事故被害者の援助

解説

交通事故により肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、尊い生命を絶たれるなどの不幸に見舞われた交通事故被害者等の支援は極めて重要です。

交通事故相談窓口の開設や手当等の支給のほか、損害賠償責任を問われた場合への備えとして保険等への加入促進を図ることで、交通事故被害者等の総合的な支援を推進します。また、その一環として所沢市では交通災害共済制度を設けています。これは市内在住者であればどなたでも低廉な会費でご加入いただける点から、民間企業等による保険とは異なったサービスとして住民に求められておりますので、さらなる加入の促進を図りながら継続していきます。

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、かけ忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、該当における指導取締りの強化等を行い、無保険車両の運行防止の徹底並びに自賠責保険の普及促進を図ります。

2 自転車損害賠償保険の普及促進

自転車利用者は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面があり、高額な賠償を求められる事例もあります。こうした賠償責任を負った際の当事者の救済を図るため、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」より義務化された自転車の損害賠償責任保険等への加入を促進します。

◎TSマーク付帯保険

自転車安全整備店で自転車の点検・整備を受けると、点検済みの自転車にはTSマークが貼られます。このTSマークには、点検日から1年間有効の死亡・重度後遺障害に対する賠償責任・損害保険がついています。



3 自動車事故被害者等に対する援助の充実

- 3 自動車事故被害者等に対する援助の充実
 - 631 交通事故相談の充実
 - 632 損害賠償請求の援助活動等の強化
 - 633 交通事故被害者の援助

631 交通事故相談の充実

交通事故の被害者のみならず、加害者として問題を抱える市民の相談業務にも取り組みます。



(1) 交通事故相談業務の充実

法律的な助言ができる相談窓口を開設し、専門家（弁護士等）による相談も実施します。

所沢市（市民相談課）で開設している相談

相談名	曜日	時間	相談員	備考
一般相談	月～金曜日	9:00～12:00 13:00～16:00	専属相談員	
弁護士相談	月・水・金曜日	10:00～16:00 (予約制)	専任弁護士	一年度内 一人3回まで

(令和2年11月現在)

(2) 専門相談機関の案内

埼玉県 of 交通事故相談所、交通事故紛争処理センター等の他専門機関を案内、紹介します。

(3) 相談業務の周知

積極的に広報紙やホームページ等複数の媒体を活用し、周知を図ります。

632 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者やその家族に対する支援の一環として、救済制度の案内や交通事故相談活動を積極的に推進します。

633 交通事故被害者の援助

(1) 交通遺児の援護

交通事故により保護者を失った0才から中学校卒業までの遺児に対しては、交通遺児手当を支給するとともに、小・中学校及び高等学校入学時に交通遺児奨学金を支給します。また、本制度を広く市民へ周知するため、広報活動を行います。

(2) 交通災害共済の実施

交通事故による災害を受けた方の支援を目的として、所沢市では交通災害共済制度を設けています。交通災害共済の会員の方が交通事故にあわれた場合、死亡又は障害の程度に応じた見舞金を支給します。低廉な会費で市内在住者であればどなたでもご加入いただけるという他にない特性を活かし、交通事故被害者の一助となるよう、加入者数の拡大を図ります。

◎所沢市交通災害共済

交通災害共済は、市民の皆様にご加入いただき、その会費で交通事故にあわれた会員にお見舞金を支給する助け合いの制度です。

- ◆ 会 員 資 格：所沢市に住民登録をしている方
- ◆ 会 費：大人— 600円、中学生以下— 300円
- ◆ 共済見舞金額：障害の程度（治療期間・治療実日数により等級が決定）に応じて、最大100万円まで支給します。また、後遺症（身体障害者福祉法施行規則に定める1、2等級の障害）が存する場合、別途20万円を支給します。



(注意)加害事故により損害賠償責任が発生した場合の補償はありません。

(令和3年8月末現在)